

飼育動物診療施設開設届出の手続きについて

【概要】

飼育動物の診療施設を開設した場合、獣医療法第3条の規定に基づき、その開設の日から10日以内に、知事に届出をしなければなりません。

(事由が生じる前の届出は受け付けられません)。

当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも同様です。

「届出書類一覧」を参考に、提出書類等をご準備し、届出をお願い致します。

また、エックス線設備を設置する施設は、以下の書類をご準備ください。

- エックス線装置の概要(様式)
- 電離放射線漏えいエックス線量測定報告書(以下の4カ所)(様式は任意)

- 1) エックス線診療室
- 2) 管理区域の境界
- 3) 診療施設の敷地内の人が居住する区域
- 4) 診療施設の敷地境界

※これらの測定は、遮へい物等の外側の最も近接した点で、通常の使用状態で行うものとします。

また、測定は専門機関等に委託して実施することが望ましいですが、自ら行う事も可能です。

測定にあたっては、獣医療法施行規則 第18条に基づいて測定し、測定位置(見取図等に記入)、測定機器、測定年月日、測定条件、測定者氏名などの記入もれがないように記載して下さい。

- 診療施設の見取図
- エックス線装置を使用する室の遮へい物に係る配置状況

<注意事項>

○開設者が個人から法人、法人から個人になる場合、診療施設の所在地を変更する場合および構造設備が大幅に変更となった場合(増築等)は、変更届ではなく、新規の開設届が必要です(以前の施設の廃止届も必要になります)。

※詳しくは、「届出書類一覧」をご覧ください。

【開設届 記入注意事項】

○開設者の住所、氏名、電話番号、資格

開設者が法人である場合は、開設者の欄に、法人の名称及び代表者の氏名、事業所の所在地を記入してください。

この場合、法人は獣医師ではありませんので、“獣医師ではない”に○をつけてください。

※開設者が法人の場合、定款を添付して下さい。また、会社設立日のわかるもの（登記事項証明書等）も添付して下さい。

1. 診療施設の名称

2. 診療施設の開設場所

（ファクシミリ番号がなければ空白でかまいません。）

3. 開設年月日

4. 管理者の氏名、住所、獣医師登録番号、登録年月日

※獣医師免許証の（写）が必要です。裏書があれば裏面の（写）も必要です。

5. 診療の業務を行う獣医師全員の氏名、獣医師登録番号、獣医師登録年月日

※獣医師免許証の（写）が必要です。裏書があれば裏面の（写）も必要です。

6. 診療の業務の種類

主な診療対象が牛、馬、鶏など畜産に関係する場合は産業動物に、犬、猫、小鳥等であれば小動物に、その他の場合はその他に○をつけて下さい。

7. 診療施設の構造設備の概要図及び平面図

主要な診療機械等を記載して下さい。エックス線装置がある施設は、エックス線装置も含まれます。

構造設備の概略図は業者の図面、開設場所付近の略図はインターネットの地図等でも構いません。

7-（3）エックス線の発生装置

エックス線装置を設置している施設は、エックス線装置に関する構造設備概要および電離放射線漏えいエックス線量測定報告書も添付して下さい。

8. 往診のみによって診療業務を行う場合は、“専門”に○をして下さい。そうではない場合は、“専門でない”に○をして下さい。

9. 麻薬及び向精神薬使用の有無及び保管状況